

君津市保育環境整備に関する基本方針

－ 保育サービスのさらなる充実に向けて －

平成 2 7 年 1 0 月

君 津 市

【目 次】

はじめに	2
I 公立保育園施設の状況	3
II 公立保育園の現状と課題	
1 施設の状況	4
2 入園児童数等の状況	4
3 保育ニーズの多様化	8
4 公立保育園、私立保育園の役割	8
5 保育料の状況	9
6 公立保育園の民営化や民間事業者の誘致を行った他市の事例	9
III 施設整備・運営方法の検討	
1 今後の施設整備の方向性	10
2 民間活力の導入	11
3 公設による施設整備・統合	11
IV 民間活力導入実施基準	
1 民間活力導入にあたり	12
2 基本的な考え方	12
3 民間活力導入の概要	12
4 民間活力導入の進め方	13
5 実施スケジュール	15

【はじめに】

本市は、大手鉄鋼関連企業が立地した昭和40年代以降、人口が急増し、5か町村の合併を経て大きな発展を遂げてきました。人口の急増に伴い、就学前児童数が急増し、高まる保育園需要に対応するため、市による公立保育園の整備を実施しました。

市が公立保育園の整備を進めた結果、公立保育園13園に対し、私立保育園は1園のみで、本市の公立保育園の比率は93%であり、千葉県内の公立保育園の比率である51%に比べ、県内有数の高さとなっております。結果として、民間保育事業者が参入しづらい状況となっております。

また、近年の少子化の傾向は、本市でも顕著に見られ、就学前児童数は減少しており、特に農村・山間部に位置する地区では、今後も人口・児童数が減少することが予想されます。一方、核家族化の進行や女性の就労機会の増加等に伴い、市街地を中心に保育園への入園児童数は増加傾向にあり、共働き世帯の増加や就業形態の変化などにより、今後、ますます増大し多様化する保育ニーズに対応するための環境づくりが求められています。

このような状況の中、将来にわたって良質な保育の提供を安定的に持続していくため、君津市行政改革推進本部設置運営要綱第7条の規定により、平成26年5月に「多様な保育のあり方検討部会」を設置し、今後の本市における多様な保育のあり方を検討しました。

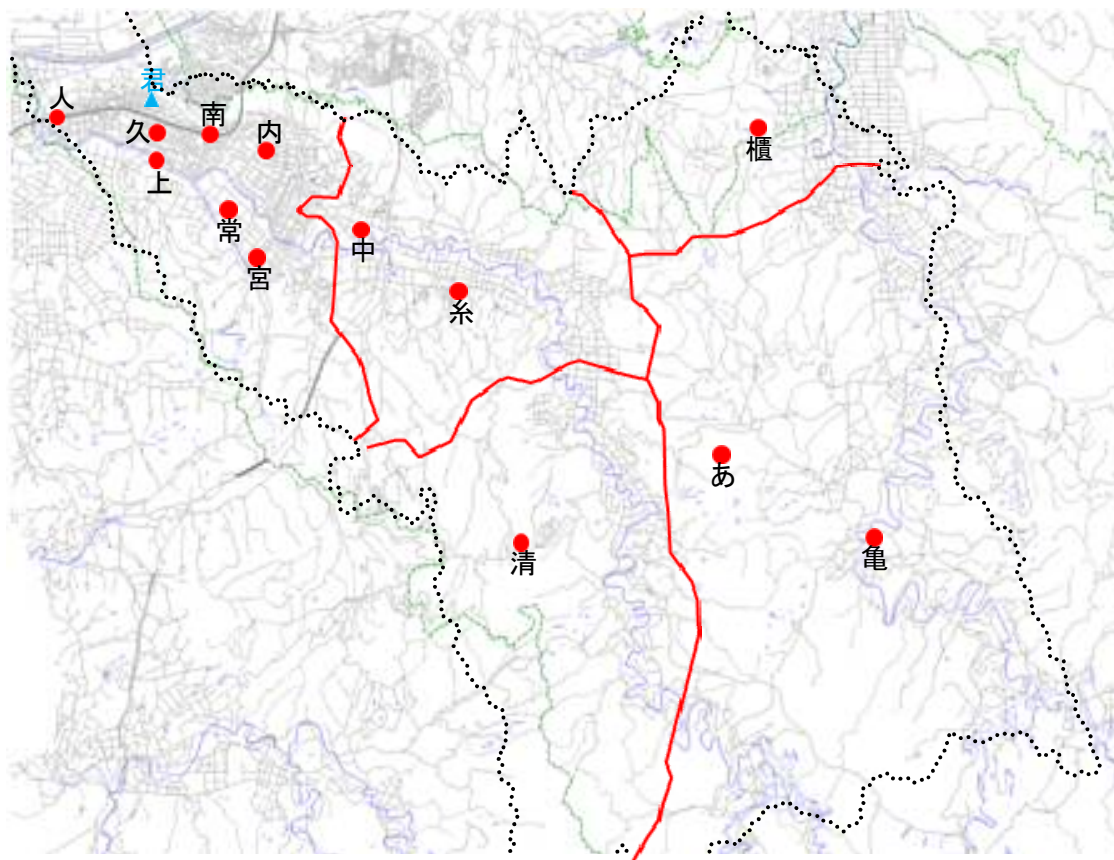
このたびとりまとめた「君津市保育環境整備に関する基本方針」は、本検討部会がとりまとめた「多様な保育のあり方に関する報告書」に基づき、今後、公立保育園においては、保育サービスのより一層の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応することを目的に、私立保育園等による民間活力導入を積極的に推進するなど、新たな保育の実施に取り組むことにより、さらなる保育施策の推進を図るため策定したものです。

I 公立保育園施設の状況

[公立保育園一覧（平成27年4月1日現在）]

保育園名	定員	在園児	敷地面積	園庭面積	建 物		
					建築年	構造	床面積
久 保	150	133	4,214.45	896.00	S48	木造	902.22
宮 下	70	59	1,790.93	1,513.00	S42	木造	538.19
上 湯 江	80	65	3,613.20	1,820.00	S43	木造	576.75
人 見	150	140	6,580.92	2,712.19	H24	鉄骨	1,320.01
内 箕 輪	90	72	5,420.00	2,260.00	S46	木造	718.27
常 代	90	83	3,040.00	1,350.00	S47	木造	792.50
南 子 安	150	142	3,635.37	1,068.00	S49	木造	830.17
中	80	65	3,797.79	1,120.00	S49	木造	1,040.30
小 糸	60	38	4,590.00	1,083.70	S51	木造	701.58
清 和	50	32	4,290.00	902.00	S48	鉄骨	698.70
小 櫃	120	106	11,030.61	1,500.00	H13	木造一部鉄骨	1,107.05
あけぼの	50	30	1,683.14	1,656.00	S43	木造	472.01
亀 山	40	15	2,586.00	1,200.00	S50	木造	564.48
合 計	1,180	980					

[保育園位置図]



Ⅱ 公立保育園の現状と課題

1 施設の状況

本市の公立保育園は、そのほとんどが第2次ベビーブーム期前後の昭和40年代前半から50年代前半にかけて建設されたもので、施設の80%以上が築30年を経過しているほか、木造で40年以上が経過している施設もあり、老朽化が進行しています。

これまでも、安全で安心して過ごせる園児の居場所を確保するため、随時修繕を実施してきましたが、耐震性能が低く、部分的な修繕では対応できない施設もあり、大規模改修や建替え等の抜本的な改善が求められています。

〔建築年数別の保育園数（平成27年4月1日現在）〕

建 築 年 数	木造	鉄骨	合計
築10年未満（平成18年～平成27年）		1	1
築10～19年（平成8年～平成17年）	1		1
築20～29年（昭和61年～平成7年）			
築30～39年（昭和51年～昭和60年）	1		1
築40年以上（～昭和50年）	9	1	10
合 計	11	2	13

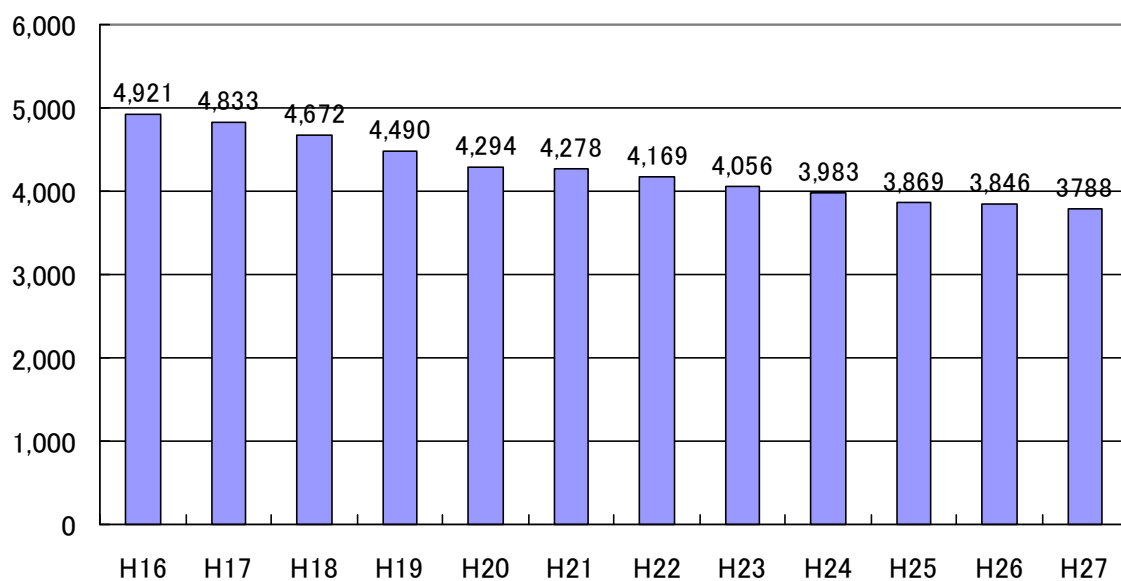
※木造には「一部鉄骨造」を含む。

2 入園児童数等の状況

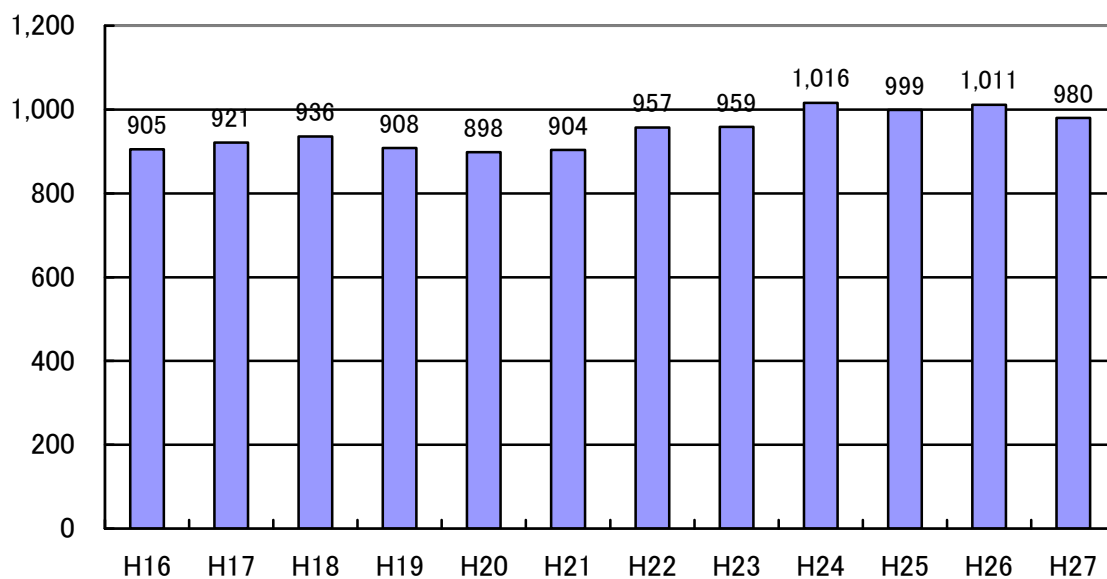
近年、少子化の影響により、就学前児童数は減少傾向にありますが、核家族化の進行や女性の就労機会の増加等に伴い、平成20年度以降は市街地を中心として保育園への入園児童数は増加傾向にあります。

こうした保育ニーズに対応するため、定員の拡大や受入の弾力化（定員を超過しての受入）により、受入児童の拡大を図ってきましたが、市街地の保育園では、依然として待機児童が発生している状況であり、今後も入園希望児童数が高い水準で推移することが見込まれます。一方、農村・山間部に位置する地区では、さらに人口・児童数が減少することが予想されるため、各地区の実情に応じた計画的な保育園施設整備や適切な定員設定により、待機児童の解消や保育ニーズへの対応に努めていく必要があります。

[就学前児童数の推移（各年４月１日現在）]



[入園児童数の推移（各年４月１日現在）]



[地区別の就学前児童数と入園児童数の状況（各年４月１日現在）]

八重原地区	定員	H24	H25	H26	H27
八重原地区就学前児童数	－	1,392	1,347	1,326	1,262
内箕輪保育園 園児数	90	83	84	82	72
南子安保育園 園児数	150	156	149	147	142

周西地区	定員	H24	H25	H26	H27
周西地区就学前児童数	－	1,203	1,161	1,160	1,159
久保保育園 園児数	150	138	139	129	133
人見保育園 園児数	150	83	109	126	140

周南地区	定員	H24	H25	H26	H27
周南地区就学前児童数	－	426	425	405	396
宮下保育園 園児数	70	73	66	69	59
常代保育園 園児数	90	85	86	87	83

貞元地区	定員	H24	H25	H26	H27
貞元地区就学前児童数	－	285	303	336	375
（郡地区就学前児童数）	－	(154)	(170)	(201)	(237)
上湯江保育園 園児数	80	64	64	67	65

小糸地区	定員	H24	H25	H26	H27
小糸地区就学前児童数	－	242	235	238	236
中保育園 園児数	80	65	73	73	65
小糸保育園 園児数	60	40	37	38	38

清和地区	定員	H24	H25	H26	H27
清和地区就学前児童数	－	77	67	71	63
清和保育園 園児数	50	45	36	40	32

小櫃地区	定員	H24	H25	H26	H27
小櫃地区就学前児童数	－	171	154	147	147
小櫃保育園 園児数	120	127	111	106	106

上総地区	定員	H24	H25	H26	H27
上総地区就学前児童数	－	201	164	163	150
あけぼの保育園 園児数	50	42	35	35	30
亀山保育園 園児数	40	15	10	12	15

<待機児童数>

	平成26年4月1日時点							平成26年7月1日時点							平成26年10月1日時点						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
管内公立	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	3	1	0	16	21	9	6	4	2	0	42
久保							0	1						1	5						5
宮下							0							0							0
上湯江							0							0	2		1		1		4
人見							0			3				3	2	1	2				5
内箕輪							0							0	1	1	1				3
常代							0		2					2	2	3		1			6
南子安							0	4		1	3			8	6	1	2	3			12
中							0					1		1	1				1		2
小糸							0							0							0
清和							0							0							0
小櫃							0	1						1	2	3					5
あけぼの							0							0							0
亀山							0							0							0
管内私立	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	5	2	0	0	1	0	0	3
君津							0	2		1	2			5	2			1			3
管外							0							0	2						2
合計	0	0	0	0	0	0	0	8	2	5	5	1	0	21	25	9	6	5	2	0	47

	平成27年1月1日時点							平成27年3月1日時点							平成27年4月1日時点						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
管内公立	39	14	11	5	2	0	71	36	14	9	5	2	0	66	2	0	2	2	0	0	6
久保	7	1					8	3	1					4							0
宮下							0	1						1							0
上湯江	2		1		1		4	2		1		1		4							0
人見	9	4	2	1			16	10	3	2	1			16			1	1			2
内箕輪	3		2				5	2		1				3							0
常代	5	4	2	1			12	5	4	1	1			11	2		1	1			4
南子安	8	2	3	3			16	9	2	3	3			17							0
中	1				1		2	1				1		2							0
小糸	1	1					2		1					1							0
清和							0							0							0
小櫃	3	2	1				6	3	3	1				7							0
あけぼの							0							0							0
亀山							0							0							0
管内私立	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
君津	1			1			2	1				1		2							0
管外	5	1					6	6	1	1				8							0
合計	45	15	11	6	2	0	79	43	15	10	5	3	0	76	2	0	2	2	0	0	6

※毎年4月には園児の入園及び卒園による入れ替えがあり、待機児童数は減少するが、年度途中になると、0～2歳児を中心に待機児童数が増加する傾向にあり、特に市街地における待機児童数増加が顕著となっている様子が確認できる。

3 保育ニーズの多様化

平成25年10月に実施した「君津市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書」によると、子育て（教育を含む）をするうえで、周囲（身近な人、市役所等）からどのようなサポートがあればよいと考えているか、また、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子育て支援を総合的に進めていくために、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見について取りまとめたところ、「預かり保育・一時保育の充実」「365日、24時間保育の実現」「幼稚園・保育園の増設、設備・人材の充実」等の意見がありました。

これらの意見については、女性の社会進出や、就労形態の多様化により、延長保育や休日保育、一時保育、途中入園の希望が増えているものと考えられ、今後このような保育ニーズは、就学前児童数が減少する中でも、増加あるいは同水準で推移していくものと予想されます。

本市の公立13保育園では、延長保育については午前7時から午後7時まで実施していますが、土曜日の午後1時からの延長保育は5園のみの実施となっており、休日保育は実施していない状況となっています。

一時保育については、平日2園のみの実施となっており、利用にあたっては事前に面接が必要となることから、仕事や病気などの緊急時には、十分に対応できていない状況であります。

また、早朝及び夕方の長時間延長保育など、本市では対応していないサービスについても他市町村（主に私立保育園）では提供されています。

このような状況の中、本市では、待機児童解消のため、受け皿となる保育施設の拡充や、より質の高い保育サービスが求められています。

4 公立保育園、私立保育園の役割

これまで保育園では、「保育に欠ける」児童を保育するという基本的な役割とともに、保護者に対する支援、地域における子育て支援という役割を果たしてきました。

これらは公立・私立に関わらず、保育園としての役割であり、今後も担っていくものですが、今日の多様化する保育ニーズや待機児童の発生、課題を抱える子どもと子育て家庭の増加に対応していくためには、私立保育園の役割がより重要となってきます。

今後は、公立保育園と私立保育園が連携しながら保育の実施に取り組み、それぞれの良さを発揮できるよう、新たな役割分担の必要があると考えます。

（1） 公立保育園の役割

公立保育園は、すべての家庭に対する子育て支援を視野に入れ、従来の保育サービスに加え、障害児保育や被虐待児などの要保護児童・要支援家庭への支援、人口・児童が減少傾向にある農村・山間部に位置する地区の保育園運営など、公共的役割を担うとともに、地域における子育て支援をより一層

充実させる必要があります。

(2) 私立保育園の役割

柔軟かつ迅速性のある運営ノウハウを効果的に活用し、延長保育や休日保育、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの提供を進めます。

5 保育料の状況

保育料は、公立・私立に関わらず、保護者の市町村民税に応じて、市町村の条例等によって定められています。仮に民営化した場合でも、保育料が変わり保護者の負担が増えるということはないため、安心して保育を利用することができます。

6 公立保育園の民営化や民間事業者の誘致を行った他市の事例

公立保育園の民営化を行った他市の事例をみると、これまで公立保育園では実施していなかった休日保育や一時保育、産休明け保育などが実施できたことや、延長保育のさらなる時間延長や新たな保育サービスを導入するなど、民営化により保育サービスが向上した結果となっています。

また、私立保育園の誘致による事例では、受け皿となる保育施設の拡充を図ったことにより、待機児童の解消に結びつく結果となっています。

(1) A市の事例

公立保育園では休日保育を実施していなかったが、民営化したことにより休日保育の実施が可能となった。延長保育についても、公立保育園では19時までの実施であったところを、民営化後は20時まで延長することができた。他にも、子育て支援センター、学童保育、定員を50人増員させるなど、保育サービスの充実を行った。その結果、定員に満たなかった入園児童数が、今では定員いっぱいとなるまで増えており、民営化したことにより効果的な保育運営が行えている。

(2) B市の事例

公立保育園で実施していなかった一時保育、産休明け保育、特定保育の保育サービスを新たに導入し、保育年齢を2～5歳であったものを0～5歳まで受入可能とした。定員は40人増員させた。民営化後も、開始後2か月間は公立保育園にて担任していた保育士が共同保育を行うなど、園児の不安の解消にもつながっているため、現在は大きなトラブルなく順調に民営化後の保育運営が行えている。

(3) C市の事例

公立保育園から私立保育園に民営化したわけではないが、私立保育園を誘致したことにより、受け皿となる保育施設の拡充を行い、待機児童の解消に結びつけることができた。

Ⅲ 施設整備・運営方法の検討

1 今後の施設整備の方向性

今後の公立保育園施設整備の方向性は、少子化の進行や保育ニーズの多様化、地域の特性に応じた個々の保育園の現状と課題、市の財政状況等を踏まえて、次の方法により対応していくこととし、現在市内で検討が進められている公共施設等の総合的管理手法（ファシリティマネジメント）に先駆けて実施していくことにします。

（１） 中長期保全

比較的築年数が浅い保育園については、計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的なライフサイクルコストを目指します。

（２） 大規模改造・改修

老朽化が顕著となっている施設については、施設の状況、設置場所、入園児童数等の状況により、大規模な改修工事が必要となります。

施設全体に関する財政負担を中長期的な視点から縮減するため、計画的に改修を行い、施設の長寿命化に努めます。

また、老朽化対策や耐震、障害児保育の充実を図るためのバリアフリー、環境対策などの機能改善を適切に行うほか、児童数の状況などを踏まえつつ、必要に応じて一時預かり・特定保育事業のための保育室や地域子育て支援センター等の機能拡充に努めます。

（３） 建替え

老朽化が著しく、修繕だけでは対応できない公立保育園については、保育園ごとの状況を勘案し、建替えを進めることとします。

① 建替えにあたっての基本的事項

建替えの際は、原則として、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズや障害児保育等に対応できる施設に拡充を行います。

② 整備・運営手法

整備・運営手法は、次のいずれかの手法を原則とします。

ア 公設公営（市による建替え＋市直営）

市が建替え、引き続き運営を行います。

イ 民設民営（民間による新設＋民間運営）

民間事業者が新たに保育園整備を行い、運営を引き継ぎます。

民営化の実施にあたっては、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則として、民間活力導入実施基準（P 12～15）に基づき、民間の運営への移行を進めることとします。

ただし、施設ごとに個別の事情もあることから、実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を取り入れながら、民間の運営への移行を進めていきます。

※公設民営（市による建替え＋指定管理）は、指定管理者の指定期間終了後に運営事業者が変わる可能性があり、保育の継続性に課題があるため原則として行いません。

2 民間活力の導入

少子化が進行する中で、今後も増大・多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応していくため、本市では公立・私立の役割を明確にし、民間活力を積極的に導入していくこととします。

導入の手法としては、既存の公立保育園を民営化する方法と、私立保育園及び認定こども園を新たに誘致する方法により進めていきます。

公立保育園では、複雑な家庭環境にある児童やアレルギー疾患を持つ児童、障害の程度が比較的重度な児童など、特別な配慮が必要な児童のニーズへの対応を充実させることとします。

私立保育園や認定こども園には、長時間の延長保育、休日保育などの多様な保育サービスの提供や、自主事業として特色のある取り組みを行うこととします。

3 公設による施設整備・統合

民間事業者が参入しづらい人口・児童数が減少傾向にある農村・山間部に位置する地区の保育園については、公設による施設整備、公営による運営を継続することとし、地域の子育て支援の拠点、公共的役割を担っていく必要があるため、君津、小糸、清和、小櫃及び上総の各地区に最低1園の公立保育園を運営していくことを基本とします。

また、利用児童数が減少している保育園では、運営の効率化だけでなく、児童の発達の観点からも、統合を進めていきます。

統合にあたっては、統合により不便を感じるようになったということがないよう、保育園を利用する児童や保護者の視点に立った配慮や対策を講じながら進めていくこととします。

就学前の教育・保育は、子どもが家庭から離れて初めて体験する集団生活の場であり、徐々に大きな集団での生活に順応していくためのスタートとなります。

良質な保育環境の提供、そこに育つ児童の心身の発達という観点から、一定規模の保育環境の確保が望ましいと考えます。

IV 民間活力導入実施基準

1 民間活力導入にあたり

本実施基準は、民営化を円滑に実施するための基本原則をまとめたものであり、民営化による保護者の不安の解消を図るとともに、保育の質を確保することを目的に作成しています。

民営化の対象となる保育園については、施設ごとに個別の事情もあることから、本実施基準を基本としつつ、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を伺いながら実施していきます。

2 基本的な考え方

公立保育園を建て替える際には、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズや障害児保育等に対応できる施設に拡充を図ります。

実施にあたっては、児童が安定した園生活を継続できるよう、保護者との信頼関係を基本に、次の4点に留意しつつ、進めます。

- (1) 市は保護者や地域住民等に対して十分な情報提供を行うこと。
- (2) 引き継ぎや共同保育を実施するなど、十分な準備期間を設けること。
- (3) 保護者・事業者（以下「運営法人」という。）・市による三者協議会を設置するなど、関係者で十分な話し合いを行うこと。
- (4) 民営化後も、一定期間の共同保育及び市職員の定期訪問、運営法人に対する指導監査など、アフターフォローを十分に行うこと。

3 民間活力導入の概要

(1) 運営法人

運営法人は、社会福祉法人もしくは学校法人等とします。

(2) 土地・建物の取扱い

① 土地

市有地を活用する場合には、運営法人に無償又は有償で貸し付け、若しくは譲渡します。

② 建物

運営法人が新しく園舎を建設します。

(3) 民営化の諸条件

民営化に際して、運営法人に一定の条件を付すことにより、保育の充実を図ります。

① 職員

ア 施設長

認可保育園の施設長経験がある、又は、認可保育園における勤務経験がおおむね10年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園での経験を含むことができる。）であること。

イ 主任保育士

保育士資格を有し、十分な認可保育園勤務経験があること。

ウ 保育士

保育士資格を有すること。また、十分な認可保育園勤務経験がある者の確保に努めること。

エ 勤務の継続

施設長及び主任保育士については、保育の安定性の観点から、3年以上継続するよう努めること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。

② 保育サービス

多様化する保育ニーズに対応できるよう、次の保育等を実施すること。

ア 延長保育

イ 休日保育

ウ 産休明け保育

エ 一時預かり（※1）

オ 育児相談

カ 障害児保育

キ 特定保育（※2）

ク 地域子育て支援センター（※3）

※1 保護者の病気・入院や、冠婚葬祭などで緊急・一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする事業。

※2 週2～3日のパート就労など、断続的に保育が困難となる場合に、申請した曜日でお子さんをお預かりする事業。

※3 子育て親子の交流の場。子育ての不安・悩みなどについての相談指導、育児サークルの支援・育成等を行います。

③ 保育の質の確保

民営化後3年以内に福祉サービス第三者評価(※)を受審すること。

※ 福祉サービスの提供事業者やそのサービスの利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が提供されている福祉サービスについて評価を行うもの。

④ 事業・行事等の継続

原則として、従前より実施していた事業や行事は継続して行うこと。

⑤ 苦情処理制度

保護者からの苦情を解決する仕組みとして、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置すること。

4 民間活力導入の進め方

(1) 公立保育園整備計画の公表

民営化の対象となる保育園については、「公立保育園整備計画（仮）」

(※) 策定後、速やかに公表・周知します。

※ 整備の目的、整備場所、手法、規模、整備運営主体等を保育園ごとに定めた計画。

(2) 保護者説明会の実施

民営化を行う予定の保育園については、進捗に合わせて、適宜、保護者に対し説明会を実施します。

(3) 運営法人の募集

優良な事業者を確保するため、運営法人を公募します。

(4) 運営法人の選定

学識経験者等により構成する選考委員会において、経営理念や保育内容、資金計画等を総合的に審査し、決定します。

なお、法人が運営している保育園の視察や法人面接などを実施し、慎重に審査を行います。

(5) 三者協議会の設置

保護者代表と運営法人と市の三者で構成する協議会を定期的を開催し、民営化後の保育内容などについて、話し合いを行います。

(6) 円滑な移行

① 引継ぎ

円滑な移行に向けて、施設長と主任保育士が移管の1年前から引継ぎを行い、保育園や近隣の状況、年間行事などを把握します。

② 共同保育

移管の3か月前から、運営法人の職員と市職員が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行います。

(7) 民営化後のアフターフォロー

民営化後も、市は施設に対する指導監査などを通じて、運営の適正化に努めます。

① 民営化後の共同保育

2か月を目安とし、市職員（移管前に当該保育園で勤務していた職員）が共同保育にあたります。

② 市職員の定期訪問

1年間を目安とし、市職員が定期的に訪問し、移管後の園の状況を確認のうえ、必要に応じてアドバイスを実施します。

③ 三者協議会の開催

運営状況を確認するため、一定期間、三者協議会を継続します。

④ 第三者評価の受審

運営法人には、福祉サービス第三者評価の受審を条件に付し、保育サービスのチェックと改善を促します。

⑤ 施設監査の実施

施設に対する指導監査を定期的の実施し、施設の適切な運営の確保を図ります。

5 実施スケジュール

標準的なスケジュールのため、個別の保育園の事情などにより変更となる場合もあります。

3年前	君津市保育環境整備に関する基本方針の策定・公表 民営化対象園の公表 事業者募集 応募受付
2年前	事業者の決定 新園舎の設計
1年前	新園舎の建設工事 引き継ぎ 合同保育
移管年	民営化開始 アフターフォロー
その他	保護者説明会（随時） 三者協議会（随時）